

モペットも、自賠責が必須です！



未加入・未更新で乗ると、
懲役または罰金の対象になります。

クイズ

どっちがモペット？
どっちが電動アシスト自転車？

A



ペダルを漕がずに
モーターだけで走れる

B



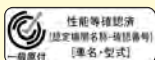
ペダルを漕いだときに、
モーターが
漕ぐ力をアシストしてくれる

車両目録とペダル補助装置の目録を必ず確認

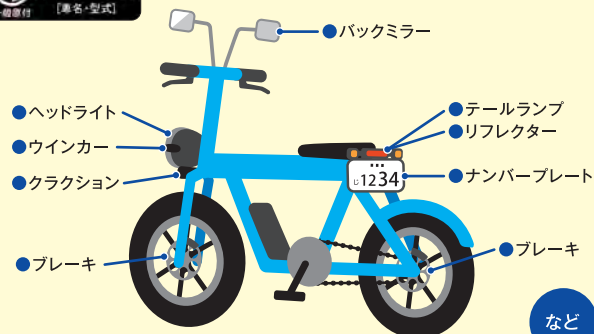
モペットは、電動アシスト自転車とよく似ていますが、自転車ではなくいわゆる「原付バイク」に分類されます。原付バイクと同様、自賠責に加入しないで行走すると、懲役や罰金の対象になります。

モペットとは？

ペダルを漕がずにモーターの動力のみで走行可能な、フル電動自転車／ペダル付き電動バイク／ペダル付き原動機付自転車です。公道を走行するには保安基準に適合していなければなりません。



このシールが貼られているモペットは
性能確認がされています。



など

交通事故の被害におけるご相談先

国土交通省では、各種団体や病院と連携して
交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

自賠責保険・共済に関する情報や
交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする
情報について分かりやすく解説した、
交通事故被害者向けのパンフレットを制作しています。



Q | 交通事故にあったときには 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、
療護施設の運営、交通遺児などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構(ナスバ)

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階
ナスバ交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000-738
IP電話からは 03-6853-8002



交通遺児などに対する育成給付金、生活資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 0120-16-3611



自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

電話 0120-159-700



交通事故の相談・示談あつ旋・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階(本部)ほか全国一円

Q | 日弁連交通事故



弁護士による無料の電話相談(通話料無料)

電話 0120-078-325 IP電話からは 03-3581-1770

Never drive without insurance (CALI) (en/zh/ko/pt/vi)

Q | 自賠責保険・共済ポータル

ペダル付き原動機付自転車(モペット)の
詳しい情報はこちらへ！



交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・共済のご案内

誰かを
傷つけてしまう前に、
ちゃんと自賠責を。



モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。

電動キックボード

バイク

自動車



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会

JA共済

こくみん共済(金共済)

全自共

トラック交通共済

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

NASVA

国土交通省

自賠責への加入は、自動車、バイク、モペット、電動キックボード等を運行する人の義務です。

● 自賠責って？

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険（共済）制度です。自動車やバイク、モペット（ペダル付き原動機付自転車）、電動キックボードは1台ごとに加入義務があります。

● 保険料・共済掛金一覧（令和7年4月現在）

※離島及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金（単位:円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,650	11,500
軽自動車（検査対象車）	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車（250cc超）	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車（126～250cc）	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車※1（125cc以下）	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910
特定小型原動機付自転車※2	12,040	10,730	9,400	8,040	6,650

※1 モペット、電動キックボードを含む。

※2 主に電動キックボード。

自賠責に入らないと罰金や処罰の対象に！

1 多額の賠償金を自分で払うことになります。

支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に全額請求されます。

（死亡事故における自賠責保険平均支払額：2,500万円）



2 免許停止等の処罰の対象になります。

1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数6点が付加され、即座に免許停止処分になります。



● 交通事故の被害者数は？（令和6年 出典:警察庁交通局）

交通事故件数

290,792件

死傷者数

346,419人



交通事故は、他人事ではありません！

● 自賠責の支払い限度額は？

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

● 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、 慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円

● 事故被害者支援について

被害者支援については、ナスバ（自動車事故対策機構）が主体となり、交通事故により重度後遺障害者となってしまった方、及びそのご家族、ご遺族のお子様に対して、さまざまな支援を行っています。



マスコットキャラクター
ナスバちゃん



●療護施設の設置・運営による
重度後遺障害者への援護

●交通事故が原因で、介護が必要になった方への介護料の支給

●交通事故により死亡または
重度の後遺障害が残った方のお子
様を対象に、育成資金の無利子貸付

● ステッカーで有効期限をチェック！



更新を忘れないように、確認をお願いします。

250cc以下のバイク／原付／電動キックボード等の場合



自賠責のステッカーで有効期限をチェック！
※ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります。



自動車／250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック！



＼ 貼替忘れにご注意！ ／

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運転した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠となる法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

● 自賠責の加入・更新は簡単です！

自動車やバイクの販売店・保険（共済）代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます！
250cc以下のバイク（原付等含む）なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入・更新できます！

無保険（共済）車・無車検車を見かけたら…

Ｑ | 無保険者通報窓口

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

詳しい情報は
コチラへ！

